

# 第5回 制度設計ワーキンググループ 事務局提出資料 ～資金調達関係について～

平成26年1月20日(月)

「電力システム改革専門委員会報告書」(平成25年2月8日取りまとめ)及び「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)においては、改革を進める上での留意事項として、資金調達環境に配慮すべきことが指摘されている。

先般成立した改正電気事業法の附則(プログラム規定)においても、同様の内容が盛り込まれている。

## 「電力システム改革専門委員会報告書」(平成25年2月8日取りまとめ)(抄)

### . その他の制度改革

#### 5. 関連する諸制度の手当て等

##### (2)一般電気事業者の資金調達環境との関係

今回の電力システム改革により、垂直一貫体制と総括原価による料金規制を前提とした一般電気事業者の資金調達環境は大きく変化することとなるが、一般電気事業者が発行する電力債の発行額がストックベースで日本の社債市場全体の約2割を占めることや、巨額な設備投資を必要とするという電気事業の特性に鑑み、その取扱いの変更が金融市場全体に与える影響について配慮することが必要である。また、足下においては原子力発電所の停止等に伴い一般電気事業者の事業収支や資金調達環境が悪化しており、かかる状況にも留意が必要である。

したがって、送配電部門の一層の中立化に際しては、今後の金融市場の動向等を踏まえることとし、一般担保を含めた金融債務や行為規制の取扱いに関して、事業者間の公平な競争環境の整備等、電気事業の健全な発展を確保しつつ、電力の安定供給に必要となる資金調達に支障を来さない方策(経過措置等)を講じることが求められる。

### . 改革の進め方

##### (3)第3段階:法的分離による送配電部門の一層の中立化、料金規制の撤廃

(略) なお、法的分離による送配電部門の一層の中立化の実施に当たっては、電力の安定供給に必要となる資金調達に支障を来さないよう留意する。

## 「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)(抄)

### 改革を進める上での留意事項

#### 1. 一般電気事業者の資金調達環境との関係

今回の電力システム改革により、垂直一貫体制と総括原価による料金規制を前提とした一般電気事業者の資金調達環境は大きく変化することとなるが、巨額な設備投資を必要とするという電気事業の特性に加え、一般電気事業者が発行する電力債の発行額の規模にかんがみ、その取扱いの変更が金融市場全体に与える影響について十分配慮する必要がある。

特に、足下においては、原子力発電所の稼働停止等に伴い、一般電気事業者の事業収支や資金調達環境が悪化していることから、かかる状況の推移を踏まえ、事業者間の公平な競争環境の整備等、電気事業の健全な発展を確保しつつ、電力の安定供給に必要となる資金調達に支障を来さない方策を講じる。

具体的には、送配電部門の中立性の一層の確保の実施に際しては、今後の金融市場の動向等を踏まえることとし、一般担保を含めた金融債務の取扱いや行為規制に関して、必要な措置(経過措置等)を講じる。

## 「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年11月13日成立)(抜粋)

### 附則第11条

3 政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

- 一 送配電等業務を営む者の役員の兼職に関する規制その他の送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るために法的分離と併せて講ずることが必要な規制措置
- 二 電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

電気事業法第37条は、一般電気事業者の社債権者に対し、その会社の全財産について優先弁済権を認めている。この規定は、大規模な設備を維持・管理する一般電気事業者の長期資金調達の円滑化を図るためのものであるが、小売全面自由化に伴い一般電気事業概念が見直されるとしても、その設備の保有実態等には変化がないことから、これまでと同様、一般担保付社債を発行できるようにする。また、現在の一般電気事業者が自主的に行う分社化を妨げないよう配慮する。

なお、法的分離の実施に際しては、「電力システムに関する改革方針」(4月2日閣議決定)及び先般成立した改正電気事業法の附則第11条第3項第2号を踏まえ、一般担保規定の扱いについて改めて検討し、必要な措置を講じる。

## 電気事業法

### (一般担保)

第三十七条 一般電気事業者たる会社の社債権者(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債の社債権者を除く。)は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

